

# 保存版

保護者様

令和7年6月13日

京都市立大枝中学校

校長 勝原 雅美

## 「地震に対する非常措置についてのお知らせ」

本校においては、京都市（「京都府南部」と報道されます）に震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置をとることが定められておりますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

### 1 登校前に震度5弱以上の地震が発生した場合

(1) 京都市域に震度5弱以上の地震が発生した時は、下記の通り臨時休業とします。

※学校所在の西京区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上を観測した場合の措置となります。

※下校後、深夜0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。

※休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、学校ホームページにより、授業等を実施する旨を連絡します。

(2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

### 2 在校中に震度5弱以上の地震が発生した場合

直ちに臨時休業としたうえで、余震等の影響を踏まえ、下校の安全確認ができるまでは学校に留め置くこととします。

帰宅については、保護者(もしくは保護者に準ずる方)による「引き渡し」を行います。保護者と連絡がとれない場合は、連絡がつくまで学校に留め置きます。

### 3 家庭での啓発

災害発生時、急に考え行動することは難しく、普段から備えておくことが重要です。大規模な自然災害が起きたとき・起きそうなとき、命を守るため「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、ご家庭でも話し合いや確認をお願いします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いします。

内容につきましては本校ホームページでご確認・ご覧いただくことができます。

学校ホームページのアドレス [ooe-c@edu.city.kyoto.jp](mailto:ooe-c@edu.city.kyoto.jp)